

答申第 59 号
平成 19 年 3 月 19 日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成 18 年 6 月 1 日付け兵公委第 154 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

兵庫県警法規集の目次部分

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「兵庫県警察法規集の目次部分」に係る部分公開の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成18年2月21日付けで行った部分公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 審査請求人が公開を求める本件公文書は、兵庫県警察法規集の目次部分である。
- (2) 本件公文書は、単に条例、規則等が列記された目次部分であり、条例、規則等の名称、公布年、法令番号が記載されている。

当該非公開部分の具体的な内容に関しては、非公開情報に該当する場合は考えられるものの、条例、規則の名称等を公開しても情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第3号に該当する事態は起こりえない。

第3 諮問庁の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

- 1 本件対象文書は、兵庫県警察の運営及び事務処理上必要な条例等の各種規程を収録した兵庫県警察法規集の目次である。

同法規集は、1編から8編(3巻)に構成され、更に1章、1節と細分化され、警察職員の活動に必要な規程等が掲載されており、目次には、各編、章、節等の見出しのほか、標題、法令番号等各規程の名称、ページ数が記載されている。
- 2 当該目次の第2編第2章第2節術科編に記載された規程のうち、非公開とした部分には、けん銃に関する規程(以下「規程」という。)の名称が記載されており、規

程の名称中には、明らかにすると、犯罪を誘発するなど法秩序を著しく損なう事態が発生するおそれがある部分があるため、その部分を含む規程の名称が一体の情報として条例第6条第3号の非公開情報に該当すると判断し、部分公開決定を行ったものである。

- 3 規程の内容に非公開情報に該当する部分があり得ることは、審査請求人の指摘のとおりであるが、規程の名称に非公開情報が記されていることもあり、この点において審査請求人の主張には理由がない。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、兵庫県警察法規集の目次部分である。

2 条例第6条第3号の該当性について

- (1) 条例第6条第3号は、公開請求に係る公文書に「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは公文書の公開による犯罪の誘発その他の社会的障害の発生を防止することを目的とした趣旨と解される。
- (2) 本件の場合、規程の名称中に規程の内容を推測し得る言葉が使われており、名称を公開すると条例第6条第3号にいう公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには相当の理由があると認められる。

- 3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
18 . 5 . 18	・ 諮問書の受領
18 . 6 . 1	・ 諮問庁の意見書の受領
19 . 2 . 26 (第182回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
19 . 3 . 19 (第183回審査会)	・ 審議 ・ 答申